

第497回島根県議会提出議案等一覧

R7. 11. 25提案分

区 分		議案No.	議 案 名								
議 案 (39件)	予算案 (18件)	1 2 7	令和 7 年度島根県一般会計補正予算（第 4 号） 人事委員会勧告に基づく職員給与費等及び会計年度任用職員報酬の改定に伴う補正 ①補正額 4, 242, 630千円 職員給与費等 3, 860, 279千円 会計年度任用職員報酬 382, 351千円 ②歳入歳出予算 9 月補正後予算額 (a) 4, 883億円 11月補正予算額（第 4 号） (b) 42億円 補正後予算額 (a) + (b) 4, 925億円 ＊対前年度同期比 97. 6% 【参考】令和 6 年度11月補正後予算額 5, 044億円 ③財源 地方交付税 16億円 繰越金 26億円 合計 42億円								
		1 2 8 ～ 1 3 4	令和 7 年度島根県総務事務集中処理特別会計補正予算（第 1 号） 外 6 特別会計補正予算 <table><tr><td>1 2 8 総務事務集中処理</td><td>1 2 9 あさひ社会復帰促進センター診療所</td></tr><tr><td>1 3 0 国民健康保険</td><td>1 3 1 母子父子寡婦福祉資金</td></tr><tr><td>1 3 2 中小企業近代化資金</td><td>1 3 3 臨港地域整備</td></tr><tr><td>1 3 4 県営住宅</td><td></td></tr></table>	1 2 8 総務事務集中処理	1 2 9 あさひ社会復帰促進センター診療所	1 3 0 国民健康保険	1 3 1 母子父子寡婦福祉資金	1 3 2 中小企業近代化資金	1 3 3 臨港地域整備	1 3 4 県営住宅	
	1 2 8 総務事務集中処理	1 2 9 あさひ社会復帰促進センター診療所									
	1 3 0 国民健康保険	1 3 1 母子父子寡婦福祉資金									
	1 3 2 中小企業近代化資金	1 3 3 臨港地域整備									
	1 3 4 県営住宅										
		1 3 5 ～ 1 4 0	令和 7 年度島根県病院事業会計補正予算（第 3 号） 外 5 事業会計補正予算 <table><tr><td>1 3 5 病院</td><td>1 3 6 電気</td><td>1 3 7 工業用水道</td><td>1 3 8 水道</td></tr><tr><td>1 3 9 宅地造成</td><td>1 4 0 流域下水道</td><td></td><td></td></tr></table>	1 3 5 病院	1 3 6 電気	1 3 7 工業用水道	1 3 8 水道	1 3 9 宅地造成	1 4 0 流域下水道		
1 3 5 病院	1 3 6 電気	1 3 7 工業用水道	1 3 8 水道								
1 3 9 宅地造成	1 4 0 流域下水道										
	1 4 1	令和 7 年度島根県一般会計補正予算（第 5 号）									
	1 4 2	令和 7 年度島根県一般会計補正予算（第 6 号）									
	1 4 3	令和 7 年度島根県臨港地域整備特別会計補正予算（第 3 号）									
	1 4 4	令和 7 年度島根県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）									

区 分		議 案 名
	議案No.	
条例案 (12件)	1 4 5	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 人事委員会の勧告を受けて、職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正 ①月例給の引上げ ②期末手当及び勤勉手当の引上げ（+0.1月分） 施行日：①令和7年12月1日 （令和7年4月1日から適用） ②令和7年度支給分 令和7年12月1日 令和8年度以降支給分 令和8年4月1日
	1 4 6	県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 人事委員会の勧告を受けて、県立学校の教育職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正 ①月例給の引上げ ②期末手当及び勤勉手当の引上げ（+0.1月分） 施行日：①令和7年12月1日 （令和7年4月1日から適用） ②令和7年度支給分 令和7年12月1日 令和8年度以降支給分 令和8年4月1日
	1 4 7	市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 人事委員会の勧告を受けて、市町村立学校の教職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正 ①月例給の引上げ ②期末手当及び勤勉手当の引上げ（+0.1月分） 施行日：①令和7年12月1日 （令和7年4月1日から適用） ②令和7年度支給分 令和7年12月1日 令和8年度以降支給分 令和8年4月1日
	1 4 8	特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 一般職の期末手当及び勤勉手当の改正に準じて、期末手当を引き上げ（+0.1月分） 施行日：令和7年度支給分 令和7年12月1日 令和8年度以降支給分 令和8年4月1日

区 分		議 案 名																																																		
議案No.																																																				
条例案 つづき	1 4 9	会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 職員の給与に関する条例の一部改正等を踏まえた所要の改正 ①会計年度任用職員の報酬の上限額の改定 <table><tr><th>職員の種別</th><th>区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td rowspan="3">一般業務に従事する者</td><td>日額</td><td>10,900円</td><td>11,500円</td></tr><tr><td>月額</td><td>174,600円</td><td>184,500円</td></tr><tr><td>時間額</td><td>1,410円</td><td>1,490円</td></tr><tr><td rowspan="3">資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者</td><td>日額</td><td>12,000円</td><td>12,700円</td></tr><tr><td>月額</td><td>197,800円</td><td>208,700円</td></tr><tr><td>時間額</td><td>1,550円</td><td>1,640円</td></tr><tr><td>教育業務に従事する者</td><td>月額</td><td>336,500円</td><td>345,600円</td></tr><tr><td rowspan="2">調査研究業務に従事する者</td><td>日額</td><td>13,900円</td><td>14,380円</td></tr><tr><td>月額</td><td>256,100円</td><td>266,900円</td></tr><tr><td>医療業務に従事する者</td><td>月額</td><td>207,400円</td><td>218,600円</td></tr><tr><td>相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者</td><td>月額</td><td>243,700円</td><td>256,900円</td></tr><tr><td rowspan="2">軽作業に従事する者</td><td>日額</td><td>7,500円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td>時間額</td><td>970円</td><td>1,050円</td></tr></table> ②期末手当及び勤勉手当の引上げ（+0.1月分） 施行日：①令和7年12月1日 （令和7年4月1日から適用（一部を除く。）） ②令和7年度支給分 令和7年12月1日 令和8年度以降支給分 令和8年4月1日	職員の種別	区分	改正前	改正後	一般業務に従事する者	日額	10,900円	11,500円	月額	174,600円	184,500円	時間額	1,410円	1,490円	資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	12,000円	12,700円	月額	197,800円	208,700円	時間額	1,550円	1,640円	教育業務に従事する者	月額	336,500円	345,600円	調査研究業務に従事する者	日額	13,900円	14,380円	月額	256,100円	266,900円	医療業務に従事する者	月額	207,400円	218,600円	相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	243,700円	256,900円	軽作業に従事する者	日額	7,500円	8,100円	時間額	970円	1,050円
	職員の種別	区分	改正前	改正後																																																
一般業務に従事する者	日額	10,900円	11,500円																																																	
	月額	174,600円	184,500円																																																	
	時間額	1,410円	1,490円																																																	
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	12,000円	12,700円																																																	
	月額	197,800円	208,700円																																																	
	時間額	1,550円	1,640円																																																	
教育業務に従事する者	月額	336,500円	345,600円																																																	
調査研究業務に従事する者	日額	13,900円	14,380円																																																	
	月額	256,100円	266,900円																																																	
医療業務に従事する者	月額	207,400円	218,600円																																																	
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	243,700円	256,900円																																																	
軽作業に従事する者	日額	7,500円	8,100円																																																	
	時間額	970円	1,050円																																																	
	1 5 0	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じて、関係条例について所要の改正 ①職員の旅費に関する条例の一部改正 ア 旅費の種目及び額に係る規定の整備 イ 宿泊手当の新設及び食卓料の廃止 ウ 航海日当の廃止 エ その他規定の整備 ②特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正 宿泊費基準額等に係る規定の整備 ③職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 ①のウの航海日当の廃止に伴う船員作業手当の新設 ④県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 ③に同じ ⑤地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 ③に同じ 施行日：令和8年1月1日																																																		

区 分		議 案 名																										
議案No.																												
条例案 つづき	1 5 1	教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行並びに国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し並びに人事委員会の報告及び勧告を受けて、県立学校及び市町村立学校の教育職員並びに専門的教育職員の給与について所要の改正 ①教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正 ア 教職調整額の支給割合の改正 ・ 改正の内容 <table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>100分の 4</td><td>100分の10</td></tr></table> ・ 経過措置 令和 8 年 1 月 1 日から令和12年12月31日までの間における教職調整額の支給割合については、次のとおりとすること <table><tr><th>期 間</th><th>支給割合</th></tr><tr><td>令和 8 年 1 月 1 日から同年12月31日まで</td><td>100分の 5</td></tr><tr><td>令和 9 年 1 月 1 日から同年12月31日まで</td><td>100分の 6</td></tr><tr><td>令和10年 1 月 1 日から同年12月31日まで</td><td>100分の 7</td></tr><tr><td>令和11年 1 月 1 日から同年12月31日まで</td><td>100分の 8</td></tr><tr><td>令和12年 1 月 1 日から同年12月31日まで</td><td>100分の 9</td></tr></table> イ 指導改善研修被認定者の教職調整額、時間外勤務等に係る規定の整備 ウ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理 ②県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正 ・ 教職調整額が支給されない管理職への本給加算に伴う給料表の改正 ・ 教職調整額の引上げ、学級担任加算の新設等を踏まえた義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額の改正 <table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>8, 000円</td><td>8, 600円</td></tr></table> ③市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正 ・ ②に同じ ④職員の給与に関する条例の一部改正 ・ 専門的教育職員に対する給料表の適用に関する規定の整備 ⑤県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 ・ 多学年学級担当手当の廃止 ・ 教員特殊業務手当の額の改定 <table><tr><th>区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>児童・生徒の救急業務及び緊急の補導業務</td><td>7, 500円</td><td>8, 000円</td></tr></table> 施行日：令和 8 年 1 月 1 日 (①の一部は令和 8 年 4 月 1 日)	改正前	改正後	100分の 4	100分の10	期 間	支給割合	令和 8 年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 5	令和 9 年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 6	令和10年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 7	令和11年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 8	令和12年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 9	改正前	改正後	8, 000円	8, 600円	区分	改正前	改正後	児童・生徒の救急業務及び緊急の補導業務	7, 500円	8, 000円
改正前	改正後																											
100分の 4	100分の10																											
期 間	支給割合																											
令和 8 年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 5																											
令和 9 年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 6																											
令和10年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 7																											
令和11年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 8																											
令和12年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 9																											
改正前	改正後																											
8, 000円	8, 600円																											
区分	改正前	改正後																										
児童・生徒の救急業務及び緊急の補導業務	7, 500円	8, 000円																										

区 分		議 案 名						
議案No.								
条例案 つづき	1 5 2	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の改正に伴う所要の改正 次に掲げる事務が法定事務とされたことに伴い、当該事務を知事が本人確認情報等を利用し、又は提供することができる事務から削除 ・遊漁船業者の登録、登録の更新及び登録事項の変更の届出に関する事務 ・採石業者の登録及び登録事項の変更の届出に関する事務 ・砂利採取業者の登録及び登録事項の変更の届出に関する事務 ・住民監査請求に関する事務 施行日：公布の日						
	1 5 3	使用料及び手数料の額の改定等に関する条例及び島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 建築基準法に基づき県が行う事務に係る手数料の額の見直しを図るため、及び建築基準法施行令の改正に伴い、関係条例について所要の改正 ①使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部改正 ・建築物の完了検査等に係る手数料の額の改定 ②島根県建築基準法施行条例の一部改正 ・引用する条項の整理 施行日：公布の日						
	1 5 4	島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例 島根県立はつらつ体育館の体育室に冷暖房装置を設置することに伴う使用料の新設 <table><tr><th>利用の形態</th><th>使用料の額</th></tr><tr><td>貸切りの場合</td><td>1 時間につき530円 (体育室の 2 分の 1 を使用する場合には、1 時間につき260円)</td></tr><tr><td>貸切りでない場合</td><td>1 人 1 時間につき130円</td></tr></table> 施行日：令和 8 年 4 月 1 日	利用の形態	使用料の額	貸切りの場合	1 時間につき530円 (体育室の 2 分の 1 を使用する場合には、1 時間につき260円)	貸切りでない場合	1 人 1 時間につき130円
	利用の形態	使用料の額						
貸切りの場合	1 時間につき530円 (体育室の 2 分の 1 を使用する場合には、1 時間につき260円)							
貸切りでない場合	1 人 1 時間につき130円							
1 5 5	島根県心身障害者扶養共済制度条例及び島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 生活実態を基にした救済等の制度において、同性パートナーをその対象に含むことを明確化するため、関係条例における配偶者の定義について所要の改正 〔改正対象条例〕 ・島根県心身障害者扶養共済制度条例 ・島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 施行日：公布の日							

区 分		議 案 名																				
議案No.																						
条例案 つづき	1 5 6	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴う所要の改正 <table><tr><th colspan="2">改正内容</th></tr><tr><td colspan="2">①母子保健法に規定する乳幼児の健康診査の内容が児童福祉施設の長等が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、当該施設の長等がその結果を把握するときは、当該施設において健康診断の全部又は一部を行わないことができること</td></tr><tr><td colspan="2">②引用する条項の整理</td></tr><tr><td colspan="2">③その他規定の整理</td></tr></table> <table><tr><th>改正対象条例</th><th>改正内容</th></tr><tr><td>島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td><td>①から③まで</td></tr><tr><td>島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td><td>①</td></tr><tr><td>島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td><td>①から③まで</td></tr><tr><td>島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td><td>②</td></tr><tr><td>島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例</td><td>②及び③</td></tr></table> 施行日：公布の日	改正内容		①母子保健法に規定する乳幼児の健康診査の内容が児童福祉施設の長等が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、当該施設の長等がその結果を把握するときは、当該施設において健康診断の全部又は一部を行わないことができること		②引用する条項の整理		③その他規定の整理		改正対象条例	改正内容	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	①から③まで	島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①	島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①から③まで	島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	②	島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	②及び③
	改正内容																					
	①母子保健法に規定する乳幼児の健康診査の内容が児童福祉施設の長等が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、当該施設の長等がその結果を把握するときは、当該施設において健康診断の全部又は一部を行わないことができること																					
	②引用する条項の整理																					
	③その他規定の整理																					
改正対象条例	改正内容																					
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	①から③まで																					
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①																					
島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①から③まで																					
島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	②																					
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	②及び③																					
一 般 事件案 (9件)	1 5 7	公の施設の指定管理者の指定について（島根県立古墳の丘古曾志公園） ・ 指定する相手方：株式会社さんびる ・ 指定する期間：令和8年4月1日から5年間																				
	1 5 8	公の施設の指定管理者の指定について（島根県立古代出雲歴史博物館） ・ 指定する相手方：ミュージアムいちばた ・ 指定する期間：令和8年4月1日から5年間																				
	1 5 9	公立大学法人島根県立大学定款の一部変更について 変更内容：地方独立行政法人法の改正により、年度計画の策定等が不要になったことに伴う規定の整理 施行日：総務大臣及び文部科学大臣の認可の日																				
	1 6 0	公立大学法人島根県立大学が徴収する料金の上限の変更について 公立大学法人島根県立大学が設置する認定看護師教育課程において徴収する授業料の上限額の変更																				
	1 6 1	当せん金付証票の発売について 島根県内において発売する当せん金付証票（宝くじ）の発売限度額の設定 ・ 令和8年度発売総金額 55億円以内																				

区 分		議案No.	議 案 名											
一 般 事件案 つづき	1 6 2	契約の締結について 島根県民会館大規模改修（大・中ホール舞台照明設備）工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,215,500,000円 工期：令和9年10月29日 契約の相手方：日新電工・山代電気工業・三原電工特別共同企業体 施工場所：松江市殿町地内												
	1 6 3	契約の締結について 島根県民会館大規模改修（長寿命化 空気調和設備）工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,144,000,000円 工期：令和9年10月29日 契約の相手方：新和設備・山陰クボタ・シンセイ技研特別共同企業体 施工場所：松江市殿町地内												
	1 6 4	契約の締結について 島根県民会館大規模改修（長寿命化 建築）工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,276,000,000円 工期：令和9年10月29日 契約の相手方：松江土建・一畑工業・幸陽建設特別共同企業体 施工場所：松江市殿町地内												
	1 6 5	契約の締結について 島根県民会館大規模改修（長寿命化 受変電設備外）工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：660,000,000円 工期：令和9年10月29日 契約の相手方：島根電工・八束電工・山代電気工業特別共同企業体 施工場所：松江市殿町地内												
報 告 (2件)	報告25	専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 1 件 ・島根県営住宅（松江市湊北台団地新1号棟）建設（建築）工事 2,562,340,000円（83,942,100円増額）												
	報告26	専決処分事件の報告について（損害賠償） 1 0 件 <table> <tr> <td>・車両損傷事故</td><td>1 件</td><td>賠償額合計</td><td>97,262円</td></tr> <tr> <td>・交通事故</td><td>6 件</td><td>賠償額合計</td><td>1,564,467円</td></tr> <tr> <td>・落石事故等</td><td>3 件</td><td>賠償額合計</td><td>947,483円</td></tr> </table>		・車両損傷事故	1 件	賠償額合計	97,262円	・交通事故	6 件	賠償額合計	1,564,467円	・落石事故等	3 件	賠償額合計
・車両損傷事故	1 件	賠償額合計	97,262円											
・交通事故	6 件	賠償額合計	1,564,467円											
・落石事故等	3 件	賠償額合計	947,483円											